

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 外航貨物定期航路事業の届出
- ② 手続根拠 : 事業開始の届出-  
海上運送法第 19 条の 5 第 1 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 13  
事業変更の届出-  
海上運送法第 19 条の 5 第 1 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 14  
事業廃止の届出-  
海上運送法第 19 条の 5 第 2 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 18
- ③ 手続対象者 : 外航貨物定期航路事業を営もうとする者（変更・廃止の場合は外航貨物定期航路事業を営む者）
- ④ 提出時期 : 事業開始の届出-事業の開始の日の 10 日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、30 日前）  
事業変更の届出-事業の変更の日の 10 日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、30 日前）  
事業廃止の届出-事業の廃止の日から 30 日以内
- ⑤ 提出方法 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等を経由して国土交通省に提出して下さい。（当該所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することもできます。）
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 特になし
- ⑧ 申請書様式 : 特になし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等に問い合わせてください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部貨物・港運課  | 011-290-1013 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課    | 022-791-7512 |
| 北陸信越運輸局海事振興部海事産業課  | 025-285-9156 |
| 関東運輸局海事振興部貨物課      | 045-211-7272 |
| 中部運輸局海事振興部貨物・港運課   | 052-952-8014 |
| 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課   | 06-6949-6417 |
| 神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課 | 078-321-3147 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課      | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課   | 087-802-6808 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課      | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課    | 098-866-1836 |
- ② 受付窓口 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特になし
- ② 標準処理期間 : 特になし
- ③ 不服申立方法 : 特になし